

社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会 長田区社会福祉協議会
長田善意銀行金銭口座払出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人神戸市社会福祉協議会長田区社会福祉協議会が設置する善意銀行における金銭口座の払い出しについて必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 一般寄附の払い出しの対象となる団体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 長田区内において地域に根差した住民団体（自治会、婦人会、老人会、青少年育成協議会、こども会、民生委員児童委員協議会など）
- (2) ボランティア団体（原則として長田ボランティアセンターに登録しているもの）
- (3) 自助団体

2 前項に掲げる団体であっても、繰越金その他の資金に相当の余裕があり、その資金の使途が特定の事業等に充てられることなく、事業実施に費用的な不足が認められない場合は、払い出しの対象としない。

(対象外団体)

第3条 次に掲げる団体は、原則として払い出しの対象としない。

- (1) 社会福祉法人
- (2) 宗教法人
- (3) 医療法人
- (4) 学校法人
- (5) 営利法人
- (6) 国又は地方公共団体並びにそれらが設置する附属機関
- (7) 実行委員会等、その構成員に前各号に掲げる対象外団体の役員又は構成員が含まれている団体
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体

2 ただし、前項(1)から(7)に掲げる団体については、常任委員会の役員会(以下、役員会)にて、地域社会の福祉向上に効果的で、かつ先駆的な事業・活動であると認められた際には、対象として認めることができる。

この場合、当該施設等の拠点が長田区内にあり、かつ営利事業とは独立した会計区分を設けていることを要件とする。

(対象事業)

第4条 払い出しの対象となる事業は、主として長田区民を対象とし、政治・宗教又は営利を目的とせず、地域福祉の向上に資するものであって、当該年度内にいずれか1つに限られ重複しての払い出しはできないものとする。

(1) 定期的実施されている事業

- ア 高齢者を対象としたつどいの場（ふれあい喫茶、サロン、世代間交流等）
- イ こどもや若者を対象とした居場所や交流活動（こども食堂、放課後の学習支援等）
- ウ 障害者を対象とした居場所や交流活動（交流イベント、作業支援、ピア活動等）
- エ 疾病・依存症・生活課題などを共有する人々による自助活動（患者会、親の会、セルフヘルプグループ等）
- オ 多世代・多様な住民が分け隔てなく集まる「ごちゃまぜの居場所」（地域交流サロン、インクルーシブな集いの場等）
- カ 生活困窮世帯等への相談支援
- キ 地域住民の交流活動（福祉的な目的を有する交流会、世代間交流事業、地域課題解決に資する話し合い等。単なる飲食や娯楽を主目的とする活動は含まない）
- ク ボランティア育成や地域福祉教育
- ケ 安否確認や日常的な見守り活動
- コ 地域の防災や防犯に関する住民主体の取組（自主防災組織による防災訓練、避難時要配慮者の確認、子どもの安全確保活動等）
- サ その他、地域福祉の向上に資すると認められる事業

(2) 新規立ち上げ事業（試験的実施、再開等を含む）

前号に掲げる事業のうち、新規に立ち上げるもの。試験的に実施する事業も含む。

(3) 周年事業

前号(1)に掲げる事業のうち周年を記念して実施する事業であって、周年行事は3年目以降とする。

(4) 大規模事業

長田区全域を対象として実施し、かつ参加者が1,000人以上となる事業。

(対象外事業)

第5条 次に掲げる事業は対象外とする。

- (1) 懇親会等で、飲食のみを目的とする活動
- (2) 単に会員の慰労・娯楽のみを目的とする活動
- (3) 介護保険事業や障害福祉サービス事業等、事業実施に係る費用が報酬等により支弁される事業
- (4) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれのある事業
- (5) その他、この要綱の趣旨に合わないと役員会が認める事業

(対象経費)

第6条 対象経費は、事業実施に要する経費全般とする。ただし、次に掲げる経費は対象外とする。

- (1) 団体の事務所維持費、人件費等の経常的運営経費（ただしボランティアへの謝礼を除く）
- (2) 施設の改修や設備の整備に係る経費。ただし、事業の実施に必要な備品の購入に要する経費はこの限りでない。
- (3) 事業実施に直接必要と認められない飲食費（打合せに係る飲食や、スタッフの親睦を目的とした飲食を含む）
- (4) 定例の会議に係る経費
- (5) セミナー、研修等への参加費
- (6) 他の助成金と併用する場合、同一経費への重複助成となる費用
- (7) その他、この要綱の趣旨に合わないと役員会が認める経費

(払い出し額)

第7条 払い出し額は事業の内容に応じ、次のとおりとする。

- (1) 定期的実施されている事業 上限3万円
 - (2) 新規立ち上げ事業 上限5万円
 - (3) 周年事業 上限5万円
 - (4) 大規模事業 上限20万円。ただし、参加者が1,000人に満たない場合は、その規模に応じて上限額を減額する。
- 2 同一団体に対する払い出しは、前項(1)及び(2)に掲げる事業について、累計11万円を超えた場合、その後3年間は申請できない。ただし、3年間の空白期間を経た場合は累計額をリセットできる。
- 3 周年記念事業は、1度受けた場合、4年間は申請できない。
- 4 大規模事業は、1度受けた場合、5年間は申請できない。
- 5 ただし、役員会にて、地域社会の福祉向上に効果的で、かつ先駆的な事業・活動であると認められた際には、払出を認めることができる。
- 6 前各項に定める「同一団体」には、下部組織、実質的に同一の構成員による別団体、又は名称のみを異にする団体を含むものとする。

(手続)

第8条 払い出しを希望する団体は、所定の申請書に事業計画書、収支予算書、振込先口座等を添えて申請しなければならない。

- 2 申請を受理した後、役員会において審査を行い、決定通知書により結果を通知する。
- 3 払い出しを受けた団体は、事業終了後に実施報告書及び事業の記録を提出しなければならない。領収書等の支出証拠書類については団体が適切に保管し、本会が求めた場合には提示しなければならない。残余金がある場合や進捗が認められない場合は返還を求めていることがある。
- 4 虚偽の申請、目的外使用等があった場合は返還を求める。
- 5 払い出しの対象となる事業は年度を単位として区切るものとし、継続して実施する場合であっても、毎年度改めて申請しなければならない。

(指定寄附の払い出し)

第9条 指定寄附の払い出しは、寄附時に寄附者の意向を尊重して協議の上行い、寄附額の概ね4分の3を払い出す。ただし、役員会が、必要と認める場合はこの限りではない。

2 指定団体からの実施報告は原則不要とする。ただし、特定事業に対する寄附の場合は事業終了後に内容の報告を求めることがある。

(広報)

第10条 寄附者および払い出しを受けた団体について、ホームページ等で広報を行う。

2 常任委員会において、寄附件数と金額、払い出し件数と金額を報告し、承認を得る。

3 払い出しを受けた団体は、当該事業に係るチラシその他の広報物に、助成を受けている旨を明記しなければならない。また、事業の会場には募金箱を設置し、寄附を募るよう努めなければならない。

(附則)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年10月8日から改訂する。